

大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等の購入費補助を実施しています

在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費にかかる補助金を交付します。

●大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等整備事業の概要

対象者	以下の1～3をすべて満たす方 1. <u>大分市の住民基本台帳に登録がある方</u> (医療機関等に入院中、障害者支援施設等に入所中の方は対象外) 2. <u>下記の①～⑥の医療的ケアのうち、いずれかを要する子ども及び成人</u> ① 人工呼吸器の使用(NPPV、ネイザルハイロー、ハイカッソバソフレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む) ② 酸素療法 ③ 経管栄養(持続経管注入ポンプ使用のみ) ④ 中心静脈カテーテル(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など) ⑤ 上記以外の注射管理(持続皮下注射ポンプ使用のみ) ⑥ 自宅における継続した透析(在宅血液透析や腹膜透析) 3. <u>災害時に一人で避難することが困難で、避難行動要支援者名簿に記載され、「大分市避難行動要支援者個別避難計画(個別計画)※1」を作成中または作成済の方</u>
対象用品	1. 発電機 2. ポータブル電源 3. カーインバーターのいずれか ※2(裏面)
補助金の額	120,000円(上限額)
利用者負担	なし(上限額を超える分は自己負担)
補助回数	5年に1回
提出書類	1. 大分市医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業費補助金交付申請書 2. 大分市避難行動要支援者個別避難計画(個別計画)(福祉保健課の受付印があるもの) 3. 医療的ケアを確認できる資料(医師の指示書の写し等)(事前にご相談ください) 4. 購入する用品の見積書および用品の種類が分かる資料 5. 誓約書

※1 大分市避難行動要支援者個別避難計画(個別計画)とは

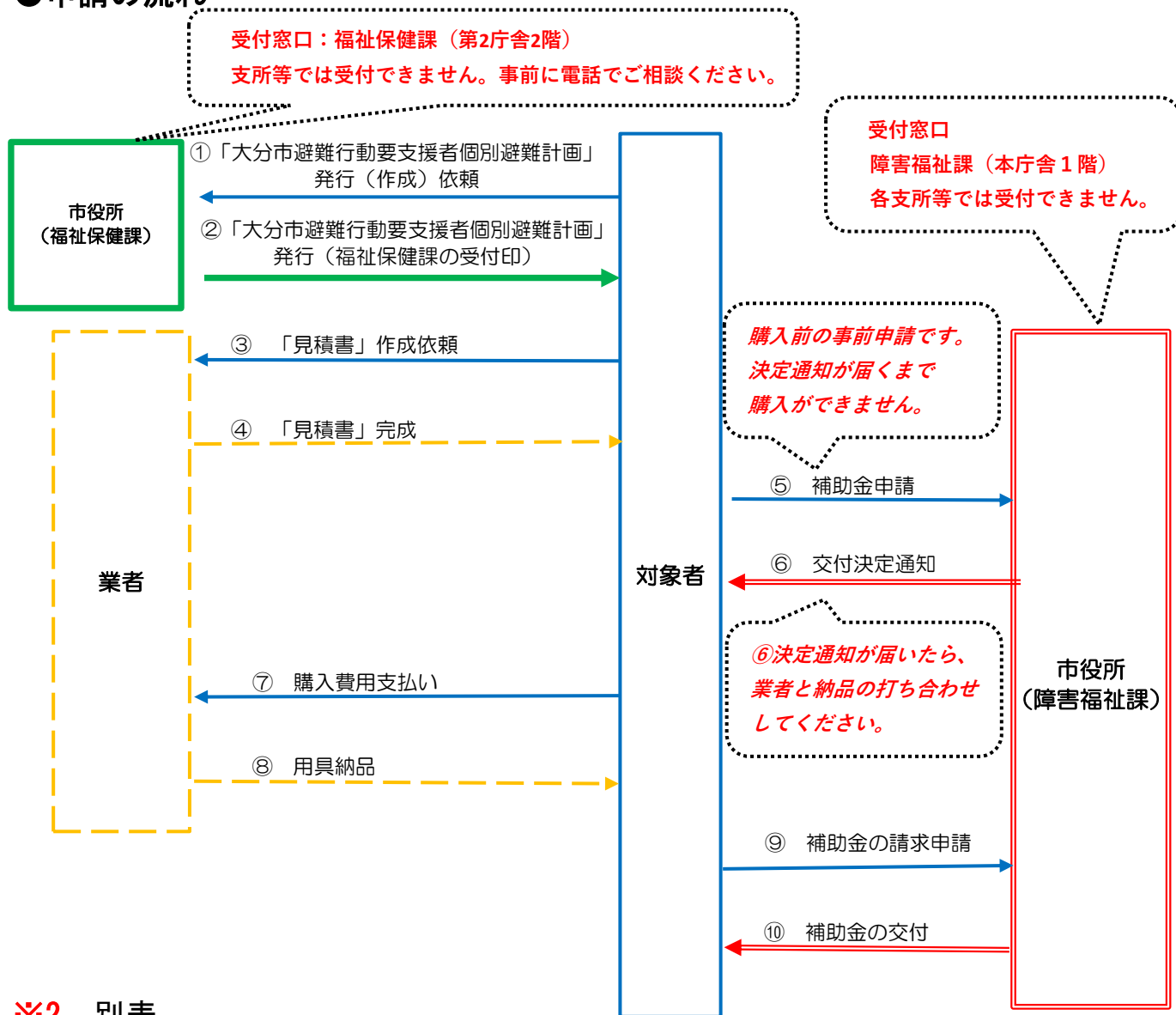
災害時に一人で避難することが困難で、何らかの支援を必要とする方が、「緊急時の連絡先」や「避難場所」、「支援内容」等をあらかじめ記載する計画のことです。

個別避難計画を作成していない方は、福祉保健課にて作成が必要です。また、作成済の方に関しても、福祉保健課にて個別避難計画の再発行が必要になります。事前に福祉保健課までお問合せください。

【注意していただくこと】

- ◎ 「大分市避難行動要支援者個別避難計画」の作成や発行等については、窓口に来られる方の本人確認書類等が必要となります。
- ◎ 購入前の事前申請となり、交付決定後の購入となります。
- ◎ 対象用品の購入後、補助金の請求申請をする際に、領収書が必要となりますので、業者に見積書を依頼するときに、領収書が発行できるかを確認してください。
- ※ 領収書が発行できない場合、納品されたことが分かる書類や購入費用を支払ったことが分かる書類が必要となりますので、事前に障害福祉課までご相談ください。

●申請の流れ



※2 別表

非常用発電装置等	性能要件
正弦波インバーター発電機	医療的ケア児者又はその介助者が容易に使用可能なガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機
ポータブル蓄電池	医療的ケア児者又はその介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電池機能を有する正弦波交流出力電源装置
DC/ACインバーター	医療的ケア児者又はその介助者が容易に使用可能な自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置

非常用発電機装置等を使用する前にご確認してください

- ◎ **非常用電源を直接人工呼吸器に接続すると、人工呼吸器が故障する可能性があります。**また、市販されている製品は、精密医療機器に使用した場合の動作保証までには行っておりませんので、**必ず人工呼吸器メーカーに相談のうえ、適切な使用をするようにしてください。**
- ◎ **発電機は、屋外で換気のよい場所での使用が推奨されています。**使用場所に注意をしてください。
- ◎ **海外製の非常用電源の場合、電気用品安全法の適合検査に適合した(PSEマークが付いている)製品であることなど、日本製品に使用ができるか事前に確認をしてください。**
- ◎ その他、使用上の注意については、取扱説明書を十分確認して、安全に使用するようにしてください。

【問い合わせ先】

- 「大分市医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業」について（担当課：障害福祉課）

電話：097-537-5658（直通） FAX：097-537-1411

- 「大分市避難行動要支援者個別避難計画」の作成・発行について（担当課：福祉保健課）

電話：097-585-6022（直通） FAX：097-534-6260

住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号